熊本県福祉サービス第三者評価基準

【児童養護施設版】

・評価項目

　　　　　　　　・判断基準

　　　　　　　　・評価の着眼点

・評価基準の考え方と評価の留意点

令和４年（202２年）8月18日改定（令和４年（202２年）10月1日施行）

目　次　【　児童養護施設版　】

**＜共通評価基準＞**

Ⅰ　養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ-１　理念・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

Ⅰ-２　経営状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

Ⅰ-３　事業計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

Ⅰ-４　養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組・・・・１９

Ⅱ　施設の運営管理

Ⅱ-１　施設長の責任とリーダーシップ・・・・・・・・・・・・２４

Ⅱ-２　福祉人材の確保・育成・・・・・・・・・・・・・・・・３２

Ⅱ-３　運営の透明性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

Ⅱ-４　地域との交流、地域貢献・・・・・・・・・・・・・・・５３

Ⅲ　適切な養育・支援の実施

Ⅲ-１　子ども本位の養育・支援・・・・・・・・・・・・・・・６６

Ⅲ-２　養育・支援の質の確保・・・・・・・・・・・・・・・・９２

**＜内容評価基準＞**

Ａ－１　子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

（１）　子どもの権利擁護・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５

（２）　権利について理解を促す取組・・・・・・・・・・・・・１０８

（３）　生い立ちを振り返る取組・・・・・・・・・・・・・・・１１０

（４）　被措置児童等虐待の防止等・・・・・・・・・・・・・・１１２

（５）　支援の継続性とアフターケア・・・・・・・・・・・・・１１４

Ａ－２　養育・支援の質の確保

　（１）　養育・支援の基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８

　（２）　食生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８

　（３）　衣生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３１

　（４）　住生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３３

　（５）　健康と安全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３５

　（６）　性に関する教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３７

　（７）　行動上の問題及び問題状況への対応・・・・・・・・・・１３９

　（８）　心理的ケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４３

　（９）　学習・進学支援、進路支援等・・・・・・・・・・・・・１４５

（１０）施設と家族との信頼関係づくり・・・・・・・・・・・・１５１

（１１）親子関係の再構築支援・・・・・・・・・・・・・・・・１５３

# **Ⅰ　養育・支援の基本方針と組織**

# Ⅰ－１　理念・基本方針

# Ⅰ－１－（１）　理念、基本方針が確立・周知されている。

# １　Ⅰ－１－（１）－①　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。ｂ）法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。ｃ）法人、施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。 |

評価の着眼点

□理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。

□理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。

□基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。

□理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。

□理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。

□理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、法人、施設の使命や役割を反映した理念、これにもとづく養育・支援に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が十分に図られていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の心身の健やかな育成、有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして良質かつ適切であることを基本理念としています。

○法人、福祉施設・事業所には、利用者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図れるよう利用者の権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

【理念と基本方針】

○養育・支援や経営の前提として、法人、施設の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、養育・支援する法人、施設の理念・基本方針において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。

○理念は、法人、施設における施設経営や養育・支援の拠り所であり、基本の考えとなります。また、法人、施設のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、養育・支援の内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。

○基本方針は、理念に基づいて施設の子どもに対する姿勢や地域との関わり方、あるいは施設が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。

○基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや子どもへの接し方、養育・支援への具体的な取組を合目的的に行うことができるようになります。また、対外的にも、養育・支援に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、施設に対する安心感や信頼にもつながります。

○理念や基本方針は、職員の理解はもとより、子どもや保護者等、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。

○理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。

○本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、法人、施設の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点をもって評価します。

【職員の理解】

○理念や基本方針は、施設の養育・支援に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

（社会的養護共通）

○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。

【子どもや保護者等への周知】

○理念や基本方針は、施設の養育・支援に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、子どもや保護者等、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、子どもや保護者等に対して理念や基本方針を周知することによって、養育・支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められます。

（３）評価の留意点

○複数の施設を経営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各施設の実情に応じて施設ごとに理念を掲げていても構いません。

○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○施設によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものとして「基本方針」を位置づけています。

○職員への周知については、訪問調査において施設として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

○子どもや保護者等への周知については、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。障がいのある子どもなど、個別的な配慮を必要とする場合については、更に違った工夫も求められます。

○理念、基本方針が明文化されていない場合は「ｃ」評価とします。

○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに養育・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「ｃ」評価とします。

（５種別共通）

○児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障される権利を有すること、児童の最善の利益が優先されるとの平成28年児童福祉法改正内容等を踏まえつつ、施設での養育はできるだけ「良好な家庭的環境」で行われることや、専門的ケアなどの観点に即して、施設の運営理念や基本方針に基本的な姿勢が明示されているかを確認します。

○「良好な家庭的環境」とは、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（雇児発0603第1号　平成28年6月3日）において、「施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。」とされています。

○法改正の趣旨や通知等を踏まえて法人・施設として今後どのように具体化を図るか等について、法人・施設の実情に即して職員間での共通理解を図ることが肝要です。

≪注≫

＊本評価基準における「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指しますが、法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

＊本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、施設に雇用されるすべての職員を指しています。

# Ⅰ－２　経営状況の把握

# Ⅰ－２－（１）　経営環境の変化等に適切に対応している。

# ２　Ⅰ－２－（１）－①　施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。ｂ）施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。ｃ）施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。 |

評価の着眼点

□社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。

□地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。

□子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。

□定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、施設経営の基本として、施設経営をとりまく環境と施設（法人）の経営状況が適切に把握・分析されているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、子どもに良質かつ安心・安全な養育・支援に努めることが求められます。

○社会福祉事業全体の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数・子ども像の変化、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ等は、施設経営を中・長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。

○施設の経営状況について定期的に分析しておくことも、施設経営の安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。養育・支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。

（社会的養護共通）

〇都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画の内容を十分に理解することも求められます。

（３）評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また施設における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。

○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「4 Ⅰ－３－（１）－①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。

# ３　Ⅰ－２－（１）－②　経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。ｂ）経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。ｃ）経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。 |

評価の着眼点

□経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。

□経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。

□経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。

□経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○2 Ⅰ－２－（１）－① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。

○経営状況の把握・分析に基づく取組は、施設として組織的に実施される必要があります。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、施設としての取組に位置づけることはできません。

○経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

（３）評価の留意点

○経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定するなど、組織的な取組が必要との観点で評価を行います。

○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。

○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合（2 Ⅰ－２－（１）－①が「ｃ」評価の場合）は、「ｃ」評価とします。

○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、4 Ⅰ－３－（１）－①で評価します。

# Ⅰ－３　事業計画の策定

# Ⅰ－３－（１）　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

# 4　Ⅰ－３－（１）－①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。ｂ）経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しておらず、十分ではない。ｃ）経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。 |

評価の着眼点

□中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。

□中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。

□中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

□中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。

（２）趣旨・解説

○「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの「中・長期」とは３～５年を指すものとしています。

○中・長期計画の策定においては、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化をはかるための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

（社会的養護共通）

〇施設長等の管理職のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。

（社会的養護共通）

〇都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、施設が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。

（児童養護施設）

〇施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、里親の支援（里親への研修の実施や里親からの相談の受付、週末里親の調整等）、一時保護委託の体制整備、地域の子育て支援（在宅支援やショートステイ、トワイライトステイ等）、退所児童の自立支援等が考えられます。

【中・長期の事業計画】

○「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。養育・支援の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。

○中・長期計画については、以下を期待しています。

ⅰ）理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。

ⅱ）明確にした目標（ビジョン）に対して、養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。

ⅲ）明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。

ⅳ）計画の実行と評価・見直しを行う。

【中・長期の収支計画】

○中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。

○収支計画の策定にあたっては、入所する子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については施設の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

（３）評価の留意点

○本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき施設（法人）の全体的な課題です。個々の子どもに関する課題は対象ではありません。「Ⅰ－２　経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

（児童養護施設）

○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

# 5　Ⅰ－３－（１）－②　中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。ｂ）単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。ｃ）単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。 |

評価の着眼点

□単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。

□単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。

□単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。

□単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、①中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が、単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

（２）趣旨・解説

○単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）は、当該年度における具体的な事業、養育・支援等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが必要です。

○単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。

○単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支予算が適切に策定されていることが要件となります。

（３）評価の留意点

○評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長等から聴取して確認します。

○中・長期計画が策定されていない場合（4 Ⅰ－３－（１）－①が「ｃ評価」の場合）は、「ｃ」評価とします。

# Ⅰ－３－（２）　事業計画が適切に策定されている。

# 6　Ⅰ－３－（２）－①　事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。ｂ）事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。ｃ）事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。 |

評価の着眼点

□事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。

□計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。

□事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。

□評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。

□事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。

○事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては子ども等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や子ども等の意見を取り込めるような手順が施設として定められ、実施されているかという点も重要です。

○事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、施設の状況、子どもや地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

（社会的養護共通）

○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。

（３）評価の留意点

○事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。

○評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

○事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度（次期）の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。

○職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。

○中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。

○事業計画を職員が理解している場合であっても、職員等の参画のもとで策定されていない場合は「ｃ」評価とします。

# 7　Ⅰ－３－（２）－②　事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。ｂ）事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。ｃ）事業計画を子どもや保護者等に周知していない。 |

評価の着眼点

□事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。

□事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。

□事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。

□事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、事業計画が、子どもや保護者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

（２）趣旨・解説

（5種別共通）

○事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。

○事業計画の主な内容とは、養育・支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。

○子どもや保護者等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。

○また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

（３）評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、子どもや保護者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。

（児童養護施設）

〇たとえば、子どもが集まる機会に説明を行う、子ども向けの資料の作成、年齢に応じた工夫を行う等も考えられます。

○子どもや保護者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。

○保護者に対して周知していない場合については、児童福祉法28条による入所措置など、周知していない根拠があるかを確認するとともに、適切な判断がなされているかを確認します。

○「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「ｃ」評価とします。

# Ⅰ-４　養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

# Ⅰ－４－（１）　質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

# 8　Ⅰ－４－（１）－①　養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。ｂ）養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。ｃ）養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。 |

評価の着眼点

□組織的にＰＤＣＡサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。

□養育・支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。

□定められた評価基準にもとづいて、年に１回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。

□評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、養育・支援の質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○養育・支援の質の向上は、日々の取組とともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、施設が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。

○養育・支援の質の向上は、Ｐ（Plan・計画策定）→Ｄ（Do・実行）→Ｃ（Check・評価）→Ａ（Act・見直し）のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、養育・支援の質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。

○施設においては、計画策定（Ｐ）→実行（Ｄ）にとどまり、評価（Ｃ）が十分になされていないことが課題とされています。養育・支援の質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価基準にもとづく自己評価の実施や、第三者評価を受審することが考えられます。

○自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められ、組織的にＰＤＣＡサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。

○養育・支援の内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、施設としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。

○養育・支援の質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、評価実施後の各評価基準で示された改善課題が総合的、継続的に取組まれることを通じて実現されるものです。

○本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に養育・支援の質の向上に取り組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や、各評価基準において必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

（３）評価の留意点

○日常的な養育・支援の質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められおり、組織的にＰＤＣＡサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。

○例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な養育・支援の質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

（児童養護施設）

○企業経営におけるPDCAサイクルとは異なり、各段階が重なり合っている点を考慮する必要があります。日ごろの養育・支援の質の向上に関する取組やしくみを確認して総合的に評価します。

# 9　Ⅰ－４－（１）－②　評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。ｂ）評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。ｃ）評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。 |

評価の着眼点

□評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。

□職員間で課題の共有化が図られている。

□評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。

□評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。

□改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を施設がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

（２）趣旨・解説

○自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。

○改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。

○課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取り組んでいくことが求められます。

（３）評価の留意点

○改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。

○課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。

○中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

# **Ⅱ　施設の運営管理**

# Ⅱ－１　施設長の責任とリーダーシップ

# Ⅱ－１－（１）　施設長の責任が明確にされている。

# 10　Ⅱ－１－（１）－①　施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。ｂ）施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。ｃ）施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。 |

評価の着眼点

□施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。

□施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。

□施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。

□平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、施設長が施設の経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設長は、施設の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い養育・支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。

○施設長が、施設をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い養育・支援の実施や、効果的な経営管理は、施設長だけの力で実現できるものではなく、施設内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、施設長の要件といえます。

○施設の経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。

○法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

（３）評価の留意点

○施設長の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において施設の経営・管理に関する方針と取組について表明するなど、施設内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。

# 11　Ⅱ－１－（１）－②　遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。ｂ）施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。ｃ）施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。 |

評価の着眼点

□施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。

□施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。

□施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。

□施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準については、施設長が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることを総合的に評価します。

（２）趣旨・解説

○施設（法人）は、福祉サービスを実施する組織として、法令等を遵守した施設経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、施設（法人）の理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むものです。

○施設長は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、施設全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。

○また、施設における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。

○施設（法人）において、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。

（３）評価の留意点

○施設長自らの、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、施設の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることを総合的に評価します。

○施設として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。

○遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

# Ⅱ－１－（２）　施設長のリーダーシップが発揮されている。

# 12　Ⅱ－１－（２）－①　養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。ｂ）施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち､施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。ｃ）施設長は、養育・支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。 |

評価の着眼点

□施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。

□施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。

□施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。

□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

（社会的養護共通）

□施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、施設長が養育・支援の質の向上に関する課題を正しく理解したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

（２）趣旨・解説

○施設における養育・支援の質の向上において、施設長の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取り組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。

○社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な養育・支援を提供するよう努めなければならない」とされています。

○施設長は、理念や基本方針を具体化する観点から、施設における養育・支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を施設全体に明らかにして取組を進める必要があります。

（5種別共通）

○社会的養護関係施設は、子どもが選ぶことができない施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、平成23年度の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が更に強化されたことを契機に、施設長の資格要件の強化や研修の義務化が行われています。

（３）評価の留意点

○施設長が養育・支援の質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

（社会的養護共通）

○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。

○訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

# 13　Ⅱ－１－（２）－②　経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。ｂ）施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。ｃ）施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。 |

評価の着眼点

□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。

□施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。

□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。

□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、施設長が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、施設内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な施設運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設長は、経営資源を有効に活用して、施設（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い養育・支援の実現を図る必要があります。

○理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。

○経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な養育・支援の実施には不可欠となります。

○施設長は、施設の将来性や継続性、経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて施設を運営していくことが求められます。

（３）評価の留意点

○施設長の自らの具体的な取組と、施設内に同様の意識を形成して職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる具体的な取組を総合的に評価します。

○訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

# Ⅱ－２　福祉人材の確保・育成

# Ⅱ－２－（１）　福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

# 14　Ⅱ－２－（１）－①　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。ｂ）施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。ｃ）施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。 |

評価の着眼点

□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。

□養育・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。

□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。

□施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

（社会的養護共通）

□各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材の確保・育成や人員体制の整備について、施設として具体的な計画をもって、取り組んでいるかどうかを評価します。

（２）趣旨・解説

○理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い養育・支援を実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。

○計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、施設（法人）の理念・基本方針や事業計画に沿って、施設を適切に機能させるために必要な福祉人材や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障がい者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。

○また、社会福祉士、心理職等の養育・支援に関わる資格を有する職員の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要です。

（社会的養護共通）

○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として養育・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。

（児童養護施設）

○そのため、基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員を配置している場合には、それぞれが担う業務、役割を明示して、職員間での共通理解をはかることが必要です。

（３）評価の留意点

○本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に福祉人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。

○採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方や取組を評価します。

（児童養護施設）

○基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員の機能を活かしているか確認します。

# 15　Ⅱ－２－（１）－②　総合的な人事管理が行われている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）総合的な人事管理を実施している。ｂ）総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。ｃ）総合的な人事管理を実施していない。 |

評価の着眼点

□法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。

□人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。

□一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。

□職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。

□把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事（人材）マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

・法人、施設の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化

・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用

・能力開発（育成）…目標管理制度、教育・研修制度（OJT等を含む）

・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等

・処遇（報酬等）…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備

・評価…人事考課制度等

○職員処遇の水準（賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等）については、地域性、施設の特性等を踏まえながらも、同地域、同施設・事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自らの将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス（昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等）等）の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

（３）評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。

○小規模な施設については、規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数施設を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な施設を評価するものではありません。

○能力開発（育成）における、目標管理制度については17 Ⅱ－２－（３）－①、教育・研修制度については18 Ⅱ－２－（３）－②、19 Ⅱ－２－（３）－③で評価します。

# Ⅱ－２－（２）　職員の就業状況に配慮がなされている。

# 16　Ⅱ－２－（２）－①　職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。ｂ）職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。ｃ）職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。 |

評価の着眼点

□職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。

□職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。

□職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。

□定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。

□職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。

□ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。

□改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。

□福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

（２）趣旨・解説

○養育・支援の内容を充実させるためには、施設として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること＝働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。

○「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくり、がなされている職場をいいます。

○職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策（メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応）、ハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、相談窓口を設置したりカウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置するなどが挙げられます。

（社会的養護共通）

〇特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。

○福利厚生の取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。

○働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

（３）評価の留意点

○把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して施設としてどのように取り組んでいるのかという点も評価します。

○相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい仕組みの工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は施設内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、施設内部に設置していれば評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

（社会的養護共通）

○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。

# Ⅱ－２－（３）　職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

# 17　Ⅱ－２－（３）－①　職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。ｂ）職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。ｃ）職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。 |

評価の着眼点

□施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。

□個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。

□職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。

□職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○目標管理制度は、施設（法人）の理念・基本方針をはじめとする施設の全体目標や部門（チーム）、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。

○職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、養育・支援の実施を行うものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組でもあります。

（社会的養護共通）

〇職員一人一人が目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。

○目標管理では、前提として「期待する職員像」（施設（法人）の理念・基本方針、養育・支援の目標等の実現を目指す人材像の定義）や理念・基本方針等を踏まえた、施設の全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門（チーム）、職員一人ひとりの目標を設定することになります。

○設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。

○目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、施設や部門（チーム）の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。

○目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行いますが、施設長等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。

○中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

（３）評価の留意点

○職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。

○評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程（基準）等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。

# 18　Ⅱ－２－（３）－②　職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。ｂ）施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。ｃ）施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。 |

評価の着眼点

□施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。

□現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。

□策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。

□定期的に計画の評価と見直しを行っている。

□定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する施設の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。

○養育・支援の質の向上のために施設が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。

○職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。

○基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。

○また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映することが必要です。

（３）評価の留意点

○施設が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。

○年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、養育・支援の質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。施設として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。

○施設による養育・支援全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。

○法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして施設の取組を評価します。

# 19　Ⅱ－２－（３）－③　職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。ｂ）職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。ｃ）職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。 |

評価の着眼点

□個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。

□新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なＯＪＴが適切に行われている。

□階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。

□外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。

□職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

（社会的養護共通）

□スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。あわせて、施設がスーパービジョンの体制を確立し、職員の養育・支援技術の向上等に取り組んでいる状況を評価します。

（２）趣旨・解説

○職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているか、職員の自己研鑽に必要な環境を確保しているかということが重要です。

○教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。

○教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なＯＪＴが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修が実施されることなどが必要です。

○養育・支援に関わるニーズの複合化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。

○必要に応じて、たとえば面接技術向上のための社会福祉士資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。

○施設において、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいうまでもありません。

（社会的養護共通）

○スーパービジョンの体制として、

・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる

　　・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる

　　・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する

　　・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる

　　といった取組が考えられます。

（児童養護施設）

○小規模化や地域分散化に伴い、施設本体と各拠点（グループ）等との連携・調整が重要になるため、そこでスーパーバイザーが果たす役割も必要となります。

（３）評価の留意点

○研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。

○研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

○「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、施設において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

（社会的養護共通）

○階層別研修では、教育･研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育･研修が設定されているか確認します。

○スーパービジョンの体制（取組）は、他の評価細目による取組状況等をも踏まえ総合的に評価します。

# Ⅱ－２－（４）　実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

# 20　Ⅱ－２－（４）－①　実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。ｂ）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。ｃ）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。 |

評価の着眼点

□実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。

□実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。

□専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。

□指導者に対する研修を実施している。

□実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○福祉の人材を育成すること、また、養育・支援に関わる専門職の研修・育成への協力は、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設の種別、規模等、状況によって異なりますが、施設としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入れが行われている必要があります。

○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子どもへの配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、児童指導員、保育士等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生、看護師等の養育・支援に関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修等の幅広い人材をいいます。

（３）評価の留意点

○受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、子どもや保護者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。

○実習生等の受入れについて、施設として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する子どもへの配慮等について聴取します。

○さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習（教育・研修）内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等（教育・研修の実施主体・派遣機関等）との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

# Ⅱ－３　運営の透明性の確保

# Ⅱ－３－（１）　運営の透明性を確保するための取組が行われている。

# 21　Ⅱ－３－（１）－①　運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。ｂ）施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。ｃ）施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。 |

評価の着眼点

□ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。

□施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。

□第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。

□法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。

□地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設においては、養育・支援を必要とする子どもや保護者等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。

○社会福祉法第75条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。

○施設の事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による養育・支援を実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。

○養育・支援を実施する施設に対する、子どもや保護者等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公開などの養育・支援の質の向上に関わる取組をはじめ、各施設（法人）の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

（３）評価の留意点

○評価方法は、施設のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。

○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ－４－（３）「地域の福祉向上のための取組を行っている。」（26 27）で評価する事項が適切に公開されているか確認します。

# 22　Ⅱ－３－（１）－②　公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。ｂ）公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。ｃ）公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。 |

評価の着眼点

□施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。

□施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。

□施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。

□外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○養育・支援に関わる施設においては、質の高い養育・支援を実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、養育・支援を実施する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。

○施設（法人）の経営・運営は、養育・支援の実施及び、業務執行に関わる「内部統制」＝施設経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。

○具体的には、施設（法人）内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか施設（法人）の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。

○施設（法人）における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなどで定期的に確認するなど施設経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。

○さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。

○なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言、各種の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が行う監査等を含めません。

○特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。

○このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

（３）評価の留意点

○公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。

○また、施設（法人）の規模を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。

○小規模な施設（法人）については、外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。施設における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、施設経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。

○評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

# Ⅱ－４　地域との交流、地域貢献

# Ⅱ－４－（１）　地域との関係が適切に確保されている。

# 23　Ⅱ－４－（１）－①　子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。ｂ）子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。ｃ）子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。 |

評価の着眼点

□地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。

□子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。

□施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。

□子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

（児童養護施設）

□学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもが地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。

○施設においては、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。

○子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。

○子どもの買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

（社会的養護共通）

○子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や子ども会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。（但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。）

（児童養護施設）

○施設の養育・支援の趣旨に賛同した地域の人々が、法人や施設を支える会、後援会等を組織している場合もあります。

（児童養護施設）

○子どもの地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動への参加を支援することも大切です。

（３）評価の留意点

○本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。

○評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

# 24　Ⅱ－４－（１）－②　ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。ｂ）ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。ｃ）ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。 |

評価の着眼点

□ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。

□地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。

□ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。

□ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

（５種別共通）

○本評価基準は、地域、学校等のボランティアの受入れ、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力について評価します。

（２）趣旨・解説

○地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、施設は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力がその役割の一つとして考えられます。

○施設の特性や地域の実情等にそくした、ボランティアの受入れや学習等への協力を検討・実施することが求められます。

○多くの施設が、さまざまにボランティアの受入れや学習等への協力等を実施しているものと思われます。施設側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合もあります。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮が重要です。

○ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

（３）評価の留意点

○本評価基準では、ボランティアの受入れや、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。

○マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、子どもや保護者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入れ時の説明の実施が必要です。

○原則として、ボランティアの受入れや地域の学校教育施設・体験教室等の学習等への協力に係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、施設の特性や地域性に鑑み、ボランティアの受入れが困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入れを想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育や地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力（職員の派遣等を含む）の状況等を総合的に勘案し評価します。

○評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、子どもや保護者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって確認します。

（児童養護施設）

○施設の主催行事にボランティアを招くなど、ボランティアに施設をより深く理解してもらう取組をしているか確認します。

# Ⅱ－４－（２）　関係機関との連携が確保されている。

# 25　Ⅱ－４－（２）－①　施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。ｂ）子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。ｃ）子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。 |

評価の着眼点

□当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる機能や連絡方法を明示したリストや資料を作成している。

□職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。

□関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。

□地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。

□地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、施設として、子どもによりよい養育・支援を実施することと、退所後の養育・支援の継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法の体系的な把握や、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもによりよい養育・支援を実施し、退所後も養育・支援の継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携も必要となります。

○ここで言う「必要な関係機関・団体等」とは、子どもへの養育・支援の質の向上やその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。

○また、施設が地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。

○取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他施設と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、子どもに対する養育・支援等の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。

○築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。

○地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図り支援を実施していくことも、施設として重要な役割です。

（児童養護施設）

○児童相談所と施設は子どもや保護者等の情報を相互に提供することが重要です。

（児童養護施設）

○幼稚園、学校との連携を図るために、役員等をしてＰＴＡ活動に参加する、学校や幼稚園の行事に積極的に参加する、施設での行事に招待するなどの取組が大切です。

（３）評価の留意点

○関係機関・団体等の機能や連絡方法の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。

（社会的養護共通）

○退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、養育・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、養育・支援の記録や聞き取りなどから確認します。

○職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

○評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

# Ⅱ－４－（３）　地域の福祉向上のための取組を行っている。

# 26　Ⅱ－４－（３）－①　地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。ｂ）地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。ｃ）地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。 |

評価の着眼点

□施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

（社会的養護共通）

□施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

（5種別共通）

□地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

（２）趣旨・解説

（社会的養護共通）

〇国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。

○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。

○施設（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、養育・支援を実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。

○こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。

○また、施設（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズを把握する取組にもつながります。

○さらに、日常的な養育・支援の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない子どもや保護者等のニーズを把握することも必要です。

○このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

（児童養護施設）

〇施設の職員が積極的に地域に出向く取り組みを通じて地域住民が施設を身近に感じることで、地域住民の施設への理解が深まり、入所児や退所した子どもの支援に対し、住民から理解を得ることにつながります。

（３）評価の留意点

（5種別共通）

〇社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。

○施設ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

# 27　Ⅱ－４－（３）－②　地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。ｂ）把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。ｃ）把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。 |

評価の着眼点

□把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。

□把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。

□多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。

□施設（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。

□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。

○把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための施設（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。

○特に、社会福祉法人については、その使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。

○また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。

○こうした施設（法人）の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。

○把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、施設（法人）において地域の福祉ニーズや事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。

○また、災害時には、子どもの安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないよう十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。

○災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。

○福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。

○また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

（社会的養護共通）

○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。

（３）評価の留意点

○社会福祉法人が運営する施設においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。

○施設（法人）等の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。

○地域での公益的な事業・活動は、施設（法人）が実施する地域の福祉ニーズに応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。

○なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、施設（法人）の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。

○施設ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。

○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21 Ⅱ－3－（1）－①で評価します。

# **Ⅲ　適切な養育・支援の実施**

# Ⅲ－１　子ども本位の養育・支援

# Ⅲ－１－（１）　子どもを尊重する姿勢が明示されている。

# 28　Ⅲ－１－（１）－①　子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。ｂ）子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。ｃ）子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。 |

評価の着眼点

□理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。

□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。

□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。

□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。

□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○養育・支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものＱＯＬの向上を目指した積極的な取組が求められています。

○施設内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設内の勉強会・研修や、養育・支援の標準的な実施方法への反映、虐待防止等についての周知徹底等が挙げられます。

（３）評価の留意点

○施設の種別や子どもの年齢の違いによって、子どもの尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。

○子どもの尊重について、施設内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

# 29　Ⅲ－１－（１）－②　子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。ｂ）子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が十分ではない。ｃ）子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。 |

評価の着眼点

□子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。

□規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。

□一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。

□子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解をはかるための取組とともに、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した養育・支援における重要事項です。

○ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子ども尊重の基本であり、たとえば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。

○日常的な養育・支援においては、施設の子どもや養育・支援の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいここちよい環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行うことも必要です。

○プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を子どもや保護者等に周知することも求められます。

（児童養護施設）

○規程・マニュアル等に基づいた養育・支援と合わせて、居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行うことが重要です。

（３）評価の留意点

○子どものプライバシーに配慮した養育・支援の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、施設の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解をはかることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。

○養育・支援の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。

○入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、養育・施設の子どもや支援の特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた施設としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。

○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。45 Ⅲ－2－（3）－②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

# Ⅲ－１－（２）　養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

# 30　Ⅲ－１－（２）－①　子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。ｂ）子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。ｃ）子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供していない。 |

評価の着眼点

□理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。

□施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。

□施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別にていねいな説明を実施している。

□見学等の希望に対応している。

□子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、養育・支援を必要とする子どもや保護者等が、養育・支援を利用するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス利用の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。

○資料は、子どもの視点に立った、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。

○施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別にていねいな説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。

○情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、子どもや保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

（３）評価の留意点

○養育・支援内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、子どもや保護者等にとってわかりやすい工夫が必要です。

○養育・支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。入所予定の子どもや保護者等に対して、パンフレットを渡しただけ、というような取組のみの場合は「ｃ」評価とします。

# 31　Ⅲ－１－（２）－②　養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。ｂ）養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。ｃ）養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。 |

評価の着眼点

□子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。

□養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。

□養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。

□意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、養育・支援の開始及び過程において、子どもや保護者等にわかりやすく説明を行い、可能な限り主体的な選択のもとで同意を得ることについて評価します。

（２）趣旨・解説

○養育・支援の開始や過程においては、子どもや保護者等の自己決定に十分に配慮し、養育・支援の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。

○養育・支援の開始や過程における説明は、子どもや保護者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点からも必要な取組です。

○説明にあたっては、前評価基準（30 Ⅲ－１－（２）－①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

（社会的養護共通）

○子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。

（３）評価の留意点

○施設における説明は、どの子どもや保護者等に対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な子どもに対しては、施設がどのような援助の方法をとっているかを確認します。

○評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、子どもや保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「ｃ」評価とします。

○また、書面を確認することとあわせて、子どもや保護者等の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「ｃ」評価とします。

# 32　Ⅲ－１－（２）－③　養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。ｂ）養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。ｃ）養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮していない。 |

評価の着眼点

□養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。

□他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。

□施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。

□施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等を行う場合、子どもへの養育・支援の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや申送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。

○地域・家庭への移行にあたっては、子どもや保護者等の意向を踏まえ、他の施設や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。

○他の施設への情報提供が必要な場合には、子どもや保護者等の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。

○施設を退所した後も子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、子どもや保護者等に伝えておくことも養育・支援の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

（社会的養護共通）

○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。

（児童養護施設）

○養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行に当たっては、ケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な時期、その後の生活等について検討します。

（児童養護施設）

○里親、児童自立支援施設などへ措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、入所していた施設は再措置に対応することも大切です。また18歳に達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、必要に応じて再入所の措置に対応する必要があります。

（３）評価の留意点

○措置変更、地域・家庭への移行等に係る生活の継続に欠かせない養育・支援の提供等への配慮を具体的に評価します。

○必要に応じて、行政や関係機関、他の施設等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。

○評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。

# Ⅲ－１－（３）　子どもの満足の向上に努めている。

# 33　Ⅲ－１－（３）－①　子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。ｂ）子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。ｃ）子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。 |

評価の着眼点

□子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。

□子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。

□職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。

□子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。

□分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○子ども本位の養育・支援は、施設が一方的に判断できるものではなく、子どもや保護者等がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。養育・支援においては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、子どもの満足を組織的に調査・把握し、これを養育・支援の質の向上に結びつける取組が必要です。

（社会的養護共通）

○施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、養育・支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。

（社会的養護共通）

○施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。

（社会的養護共通）

○施設における満足は、養育・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において養育・支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。

○子どもの満足に関する調査の結果は、具体的な養育・支援の改善に結びつけること、そのために施設として仕組みを整備することが求められます。

○養育・支援の質を高めるためには、施設として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応と言うことはできません。

○組織的に行った調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議の開催等の仕組みが求められます。

○このような仕組みが機能することで、職員の子どもの満足に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

（３）評価の留意点

○施設の事業種別や養育・支援の内容の違いによって、子どもの満足の具体的な内容は異なるので、施設として子どもの満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また子どもの満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に養育・支援の改善に向けた取組が行われているかを評価します。

（5種別共通）

○保護者等の満足の把握についても、当該施設の特性等を踏まえながら可能な範囲で実施されているか確認します。

○具体的には、子どもの満足に関する調査、子どもへの個別の聴取、子ども懇談会における聴取等があります。子どもの満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。

○評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

# Ⅲ－１－（４）　子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

# 34　Ⅲ－１－（４）－①　苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。ｂ）苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。ｃ）苦情解決の仕組みが確立していない。 |

評価の着眼点

□養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。

□苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。

□苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。

□苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。

□苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。

□苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

（２）趣旨・解説

○社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、子どもや保護者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、施設の各最低基準・指定基準においては、子どもや保護者等からの苦情への対応が規定されています。

○苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、子どもの立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。

○法令で求められる苦情解決の仕組みが施設の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また施設が苦情解決について、養育・支援内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり養育・支援の質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。

○施設においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて養育・支援の質の向上を図る必要があります。

（３）評価の留意点

○苦情解決の仕組みについては、子どもや保護者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出た子どもや保護者等への経過や結果の説明、申出た子どもや保護者等に不利にならない配慮をしたうえでの公開、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。

○また、施設として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、養育・支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公開等の具体的な取組によって評価します。

○第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公開を行っていない場合は、「ｃ」評価とします。

# 35　Ⅲ－１－（４）－②　子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。ｂ）子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。ｃ）子どもが相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。 |

評価の着眼点

□子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。

□子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。

□相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、子どもが相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が施設として整備されているか、また、その内容を子どもに伝えるための取組が行われているか評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもが必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、子ども本位の養育・支援において不可欠であることは言うまでもありません。施設として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。

○相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは施設において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。

○意見については、子どもや保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。

（３）評価の留意点

○子どもの相談、意見に関する取組については、子どもや保護者等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。

○評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面の確認及び施設内の見学等で確認します。

（社会的養護共通）

○子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。

（社会的養護共通）

○普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。

（社会的養護共通）

○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。

（社会的養護共通）

○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。

# 36　Ⅲ－１－（４）－③　子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。ｂ）子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。ｃ）子どもからの相談や意見の把握をしていない。 |

評価の着眼点

□職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。

□意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。

□相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。

□職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。

□意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。

□対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、苦情に限定するものでなく、子どもからの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

（２）趣旨・解説

○苦情に関わらず、養育・支援の内容や生活環境の改善等に関する子どもからの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。施設においては、子どもからの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、養育・支援の質を向上させていく姿勢が求められます。

○苦情について迅速な対応を行うことはもとより、子どもの意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、養育・支援の質と子どもからの信頼を高めるために有効です。

○苦情解決同様に、子どもからの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。

○意見等に対する施設の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。

○対応マニュアル等においては、子どもの意見や要望、提案等にもとづく養育・支援の質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、子どもへの経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。

（３）評価の留意点

○意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に養育・支援の改善につなげている取組も含めて評価します。

○苦情解決の仕組と一体的に構築、運用している施設の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう子どもの意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。

○評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面等で確認します。

（社会的養護共通）

○意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。

# Ⅲ－１－（５）　安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

# 37　Ⅲ－１－（５）－①　安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。ｂ）リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。ｃ）リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。 |

評価の着眼点

□リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。

□事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。

□子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。

□収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。

□職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。

□事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、子どもの安心と安全を確保し養育・支援の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設におけるリスクマネジメントの目的は、養育・支援の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。

○また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と施設の実態にそくした効果的な取組のために有効です。

○ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、養育・支援の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。

○養育・支援の実施に関わる設備・遊具・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した養育・支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、施設の特性に応じて検討・対応します。

○リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には養育・支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

（児童養護施設）

○施設では、虐待を受けた子ども等について、保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応が必要となる場合があります。各施設の状況を把握し、取組・対応が必要な場合には、本評価基準で評価します。

（社会的養護共通）

○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。

（３）評価の留意点

○事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。

○ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「ｃ」評価とします。

○感染症に関するリスク（対策）については、次項「38 Ⅲ－１－（５）－②」で評価します。

（社会的養護共通）

○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。

# 38　Ⅲ－１－（５）－②　感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。ｂ）感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。ｃ）感染症の予防策が講じられていない。 |

評価の着眼点

□感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。

□感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。

□担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。

□感染症の予防策が適切に講じられている。

□感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急な子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもの生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。

○感染症の予防・対応についても、養育・支援の質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、施設内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。

○感染症については、季節、養育・支援に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。

○対応マニュアル等については、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。

（３）評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「ｃ」評価とします。

# 39　Ⅲ－１－（５）－③　災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）地震、津波、豪雨、火事等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。ｂ）地震、津波、豪雨、火事等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。ｃ）地震、津波、豪雨、火事等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。 |

評価の着眼点

□災害時の対応体制が決められている。

□立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」（ＢＣＰ）を定め、必要な対策・訓練等を行っている。

□子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。

□食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、地震、津波、豪雨、火事等の災害に対して、施設に入所（利用）している子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもの安全を確保するためには、養育・支援上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。

○施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに養育・支援を継続することが求められます。「事業（養育・支援）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。

○災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をはじめ「事業継続計画」（ＢＣＰ）をあらかじめ定め、必要な対策・訓練を行うことが求められます。

○通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

（３）評価の留意点

○消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、「事業継続計画」（ＢＣＰ）を策定し、より実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。

○ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。

○ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。

（児童養護施設）

○グループホームを含め立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じているか確認します。

# Ⅲ－２　養育・支援の質の確保

# Ⅲ－２－（１）　養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

# 40　Ⅲ－２－（１）－①　養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。ｂ）養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。ｃ）養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。 |

評価の着眼点

□標準的な実施方法が適切に文書化されている。

□標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。

□標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。

□標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、施設における養育・支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて養育・支援が適切に実施されていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設における養育・支援の実践は、子どもの状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に実践すべき内容の組合せです。

○標準化とは、画一化とは異なり、養育・支援をする職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な養育・支援と相補的な関係にあるものといえます。すべての子どもに対する画一的な養育・支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。

○標準化とは、各施設における子どもの状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による養育・支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。

○標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、養育・支援の実施時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含まれ、養育・支援全般にわたって定められていることが求められます。

○また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを施設として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない養育・支援が実施されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

（社会的養護共通）

○養育・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。

（３）評価の留意点

○標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた養育・支援の実施状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、個別的な自立支援計画との関係性、標準的な実施方法にそった養育・支援の実施がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。

○標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。

○評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。

# 41　Ⅲ－２－（１）－②　標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。ｂ）標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。ｃ）標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。 |

評価の着眼点

□養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。

□養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。

□検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。

□検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが実施されているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○標準的な実施方法については、子どもが必要とする養育・支援内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、施設として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、養育・支援の質の向上にとって必要です。

○標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案にもとづき、また、自立支援計画の状況を踏まえ行われなければなりません。

○標準的な実施方法を定期的に見直すことは、養育・支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

（３）評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

（社会的養護共通）

○見直しの時期は、少なくとも１年に１回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。

# Ⅲ－２－（２）　適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

# 42　Ⅲ－２－（２）－①　アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。ｂ）子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。ｃ）子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。 |

評価の着眼点

□自立支援計画策定の責任者を設置している。

□アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。

□部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。

□自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。

□自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。

□支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、自立支援計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な個別的な自立支援計画が策定されているか評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもの特性や状態、必要な支援等の内容に応じた養育・支援において、子どものニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「自立支援計画」、つまり個別的な自立支援計画（子ども一人ひとりについてニーズと具体的な養育・支援の内容等が記載された個別計画）が必要です。

○自立支援計画の策定にあたっては、施設での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、自立支援計画策定の責任者を設置・明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。

○自立支援計画策定の責任者については、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者等への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。

○アセスメントは、子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような養育・支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。子どもの状況を適切に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式によって把握する必要があります。

○養育・支援開始直後には、事前に把握していた心身の状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。

○アセスメントについては、①養育・支援の開始前後におけるアセスメントに関する手順が施設として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。

○自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっても、総合的な視点から子どものより良い状態を検討する必要があります。

（社会的養護共通）

○様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。

（社会的養護共通）

○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。

（社会的養護共通）

○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。

（5種別共通）

○発達理論、障がいに関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題について理解を深め、関係性に関する理論や虐待発生のリスクやメカニズム等の知見に基づいて、子どもの抱えている課題について理解を深め、自立支援計画を策定します。

（社会的養護共通）

○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとすることが大切です。

（３）評価の留意点

○子ども一人ひとりの自立支援計画の策定が、法令上求められる施設については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、子どもの希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく養育・支援がなされているか、養育・支援の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。

○自立支援計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、施設の状況に応じて異なりますので、施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていると評価します。

○アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を自立支援計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を自立支援計画に反映しているか等を記録等から判断します。

○子どもの意向の反映については、自立支援計画に子どもの意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。

○評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、子ども数名分の自立支援計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。

○施設としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「ｃ」評価とします。

○子ども一人ひとりの自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「ｃ」評価とします。自立支援計画の策定が法令上求められる施設については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

# 43　Ⅲ－２－（２）－②　定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。ｂ）自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。ｃ）自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。 |

評価の着眼点

□自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。

□自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。

□見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。

□自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。

□自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているか評価します。

（２）趣旨・解説

○子ども一人ひとりに対する養育・支援の質の向上を継続的に図るためには、策定した自立支援計画について、ＰＤＣＡのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。

○自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。

○また、養育・支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での養育・支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。

○自立支援計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる施設はもとより、それ以外の施設についても、適切な期間・方法で計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）など、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされて、養育・支援の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

（社会的養護共通）

○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。

（社会的養護共通）

○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。

（３）評価の留意点

○自立支援計画が日常的な養育・支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。

○自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する子どもの意向の確認と同意を得られているかが留意点です。

○定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。

○自立支援計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる施設については、取組がなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

# Ⅲ－２－（３）　養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

# 44　Ⅲ－２－（３）－①　子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。ｂ）子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。ｃ）子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。 |

評価の着眼点

□子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。

□自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。

□記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。

□施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。

□情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。

□パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○子ども一人ひとりに対する養育・支援の実施状況は、施設の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。

○適切に記録されているとは、自立支援計画にそってどのような養育・支援が実施されたのか、その結果として子どもの状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。

○また、記録のほか、子どもの状況等に関する情報の流れや共通化について、施設としての取組を評価します。

○子どもの状況等に関する情報とは、子どもの状況、養育・支援の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもに関わる日々の情報すべてを指します。

○共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。

○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や養育・支援内容の内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

（社会的養護共通）

○子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。

（社会的養護共通）

○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。

（３）評価の留意点

○引継ぎや申送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。

○評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、子どもの状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

# 45　Ⅲ－２－（３）－②　子どもに関する記録の管理体制が確立している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。ｂ）子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。ｃ）子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。 |

評価の着眼点

□個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。

□個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。

□記録管理の責任者が設置されている。

□記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。

□職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。

□個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、個人情報保護規程等の子どもの記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもに関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の２つの観点から管理体制が整備される必要があります。

○施設が保有する子どもや保護者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。

○個人情報保護については「改正個人情報保護法」（平成29年5月30日全面施行）とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等の理解と、取組が求められます。

○とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない施設（法人）にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組をはかることで子どもや保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。

○一方、情報開示については、子どもや保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもへの配慮等が求められます。

○ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含みます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。

（３）評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

Ａ－１　子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

Ａ－１－（１）子どもの権利擁護

Ａ①　Ａ－１－（１）－①　子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。ｂ）子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。ｃ）子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。 |

評価の着眼点

□子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。

□子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。

□権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。

□権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。

□子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、子どもの権利条約に謳われている、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、子ども自身を権利主体として尊重した養育・支援への取組を評価します。

（２）趣旨・解説

〇自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取り組みは重要です。

○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。

○また、子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。

○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。

○社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。

○共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。

（３）評価の留意点

○子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。

○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。

○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。

○子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「Ⅰ-1　理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。

〇子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。

〇児童養護施設では宗教の理念を施設の理念として運営されていることがあります。その結果、宗教行事等への参加や宗教的行為を日常的な生活の中で奨励している施設もあります。しかし、これらのことは強制してはならず、子どもや保護者等の信教の自由は保障されなければなりません。

Ａ－１－（２）権利について理解を促す取組

Ａ②　Ａ－１－（２）－①　子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。ｂ）子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施しているが、十分ではない。ｃ）子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施していない。 |

評価の着眼点

□権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。

□子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。

□職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。

□子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。

□年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、子どもが有するさまざまな権利や人間の尊厳について、生活やさまざまな学習機会を通じて理解を促す取組がなされていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもの中には、自分がさまざまな権利を有していることを理解できないままに、あるいは大切にされた経験がないままに入所してくる子どもがいます。権利ノートやそれに代わる資料などを使用して、生活の中で守られている具体的な権利について、分かりやすく、随時説明がなされることが重要です。

○子どもの年齢や状態に応じて、権利と義務・責任の関係について理解できるように説明し、話し合う機会をもつ取組が求められます。

○子どもが自己評価を高めて成長していくためにも、自分の権利について理解していることが必要です。

○特に、不適切な養育を受けた子どもは、権利について意識することは少ないと思われるので配慮が必要です。

（３）評価の留意点

○日常生活のかかわりを通して、自己や他者の権利について理解を深める取組を評価します。

○職員が日常的にケアの視点として、子どもの権利を尊重していることを評価します。

Ａ－１－（３）生い立ちを振り返る取組

Ａ③　Ａ－１－（３）－①　子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。ｂ）子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っているが、フォローなど十分でない。ｃ）子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っていない。 |

評価の着眼点

□子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。

□事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。

□伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。

□事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。

□子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。

□成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生い立ちの整理に繋がっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、子ども本人の出生や家族の状況等に関する情報提供や成長の過程を職員と一緒に振り返る取組について評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもの成長や自立、また、自己形成の視点からも、自分自身の出生や生い立ち、家族の状況等を把握できていることは重要であり、それらの情報や認知について、子どもが職員と共に把握できるように努める必要があります。

○子どもの知りたいという気持ちを尊重しつつ、年齢や発達状況への配慮、伝えるタイミングや内容等は慎重な検討が必要です。また、職員及び組織としての専門性やチームでの対応が求められます。

○親をはじめとする家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることや親の意向も十分考慮する必要があり、児童相談所との充分な連携と親や家族との協働作業で進められることが求められます。

（３）評価の留意点

○施設に来てからの成長の記録にとどまらず、保護者等や過去に養育にあたった人に協力を求め、生まれてから現在までの成長の記録が整理されており、子どもが見たい時にいつでも見ることができる環境にあるかを確認します。

Ａ－１－（４）被措置児童等虐待の防止等

Ａ④　Ａ－１－（４）－①　子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。ｂ）不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。ｃ）不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。 |

評価の着眼点

□体罰や不適切なかかわり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。

□不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。

□子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。

□被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。

□被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、施設における体罰や子どもの人格を辱めるような行為も含み、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○身体的暴力はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、ハラスメント等、不適切なかかわりは絶対に許されるものではありません。

○児童養護施設においては、日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じておかなければなりません。

○不適切なかかわりに迅速に対処できるように、子どもからの訴えには組織的な対応を図るとともに、サインを見逃さないよう留意していることが重要です。また、不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにすることが必要です。

○被措置児童等虐待の届出・通告制度について、研修会などで職員に周知をしていることが重要であり、子どもの権利を擁護する風土が施設全体に行きわたっていることが重要です。

○また、子ども間の暴力等を放置することも不適切なかかわりであり、防止・早期発見しなければなりません。

○被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努めることが求められます。

（３）評価の留意点

○不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）や密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っていることを評価します。

○被措置児童等虐待対応ガイドラインについて施設長や職員が十分知っていることを確認します。

Ａ－１－（５）支援の継続性とアフターケア

Ａ⑤　Ａ－１－（５）－①　子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。ｂ）子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っているが、十分ではない。ｃ）子どものそれまでの生活とのつながりを重視しておらず、不安の軽減に配慮した移行期の支援を行っていない。 |

評価の着眼点

□子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。

□入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。

□子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。

□家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、入・退所に際して揺れる子どもの気持ちを汲み取り、不安の軽減を図ることや、子どもの生活の連続性を大切にし、ケースに応じて必要と思われる取組がなされていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもにとって生活場所が変わることは大きな負担を強いられる出来事です。その不安を一つでも解消するためにも、温かく迎える準備をしているなどさまざまな工夫を凝らし、受け入れについてホーム全体また、施設全体で歓迎する姿勢を示すことが重要です。

○受け入れの準備として、一時保護所への面会訪問や乳児院等との連絡調整、子どもに関わる職員との人間関係づくりを始めることなど、入所前から不安を軽減するための具体的な取組を行うことも重要です。

○また家庭復帰後や施設変更後も、子どもの状況の把握に努め、子どもの気持ちに寄り添った支援をしていくことが大切です。

（３）評価の留意点

○入・退所に際して、子どもの不安を理解し受け止めてサポートしますが、人的な環境の変化にも留意して、人間関係の継続性を担保できているかを確認します。

Ａ⑥　Ａ－１－（５）－②　子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。ｂ）子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。ｃ）子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っていない。 |

評価の着眼点

□子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。

□退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。

□退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。

□行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。

□本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。

□退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、退所した子どもが安定した社会生活を送ることができるようになるための、リービングケアとアフターケアについて、施設の支援体制と内容や関係機関との協力がどのように構築され実践されているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもは、施設を退所し社会的自立すると、仕事とその人間関係、一人暮らし、金銭管理など、未経験の体験を強いられ悩みます。より家庭的支援を必要とする子どもにとって頼りになるのは今まで暮らしてきた施設であり職員です。

○退所後の社会生活を想定した自立支援であるリービングケアと退所後のアフターケアは施設にとって重要な業務として捉え、施設の支援体制を整え、必要に応じて関係機関や支援団体との協力関係を構築し実践する必要があります。

○施設が退所者の相談に応じることは、特別な配慮ではなくて施設の業務であることを退所者に説明します。また、退所者からの相談が関係の深かった職員に寄せられる個人的相談にとどまることなく、施設が組織として情報を共有し対応するためにも、その記録を整備し活用する必要があります。

○相談には、金銭、住居、就労などや各種トラブルなど、施設で支援できる範囲を超えるものもあります。そのような場合は、行政機関や福祉機関等と連携を図りながら支援を行うことが大切です。

○生活に本当に困った段階になって相談が寄せられても、有効な手立てが見当たらないこともあります。小さな問題でも気軽に相談できることが大切です。そのためにも、OB会のように退所者が集まれる機会を設けるなどの取組等も有効です。

〇自立支援のための国や都道府県の施策を活用するとともに、奨学金等、進路決定のための仕組みについて情報提供することも大切です。

（３）評価の留意点

○個別ニーズに沿った自立の目標に向けての養育の一環として、退所後の社会生活を想定したリービングケアが行われているかを、児童生活記録および自立支援計画を確認します。

○近年、施設等の退所者が中心となって組織をつくり、退所者を支援する活動が見られるようになりました。こうした活動に協力し、退所者に参加を促す取組も評価します。

Ａ－２　養育・支援の質の確保

Ａ－２－（１）養育・支援の基本

Ａ⑦　Ａ－２－（１）－①　子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。ｂ）子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めようとしているが、十分ではない。ｃ）子どもを理解しようしていない。 |

評価の着眼点

□職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。

□子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。

□子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。

□子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。

□子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、職員が子どもを理解しようとする態度、又は職員が受容的・支持的な態度で寄り添っているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設における養育・支援は、子どもとの信頼関係を基盤に行われなければなりません。信頼関係を築いていくうえで前提となるのが、子どもの理解です。

○子どもの存在そのもの（ありのままの姿）を受け入れ、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、その理由や背景を理解することが大切です。そうすることで子どもに「自分のことがわかってもらえている」という信頼の気持ちが芽生えていきます。

○子ども一人ひとりが抱える課題は個別的かつ多様であり、解決までに時間がかかるものも少なくありません。職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもの理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合う姿勢が大切です。

○「受容的・支持的な態度」とは、職員が子どもを都合のいい理論にあてはめて無理に理解しようとするのではなく、「その子の人生に何があったのか」に思いを馳せながら寄り添い、時間をかけ、理解できる部分を増やしていこうとすることです。

（３）評価の留意点

　○養育・支援にかかわるケース会議の記録や自立支援計画を確認します。

Ａ⑧　Ａ－２－（１）－②　基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。ｂ）基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援しているが、十分でない。ｃ）基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援していない。 |

評価の着眼点

□子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。

□基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。

□生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。

□子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。

□基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。

□夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、養育・支援が職員との関係性を基盤として、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できるようになっており、日常生活のいとなみを通して基本的欲求の充足がなされているかについて評価します。

（２）趣旨・解説

○食事、睡眠、排泄といった生理的欲求（一次的欲求）と、所属と愛情・承認といった心理的欲求（二次的欲求）を総称して基本的欲求と言います。

○子どもは、基本的欲求の充足を通して、養育者との間に基本的信頼感を獲得します。児童養護施設でも、基本的欲求の充足のプロセスにおいて子どもと職員との関係性が深まっていくことが大切です。

○基本的欲求の充足は、ルーティンワークに沿って進めていくのではなく、子どもが信頼を寄せる職員によってなされるともに、子どもと職員が共につくりだす日常生活の中で自然な形でなされることが大切です。

○安全の欲求、承認の欲求など、子どもの発達段階やそのときどきの状況によって充足すべき基本的欲求は異なるため、子ども一人ひとりの基本的欲求を把握していることが大切です。

○子どもが生活力を高めていくためには、その欲求を自主的に充足できる環境が必要です。その意味では、高齢児の生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものであることが大切です。

（３）評価の留意点

○「生活の決まり」を確認するとともに、身近な職員が一定の裁量権を有し、柔軟に対応できる体制となっているかどうかを確認します。

Ａ⑨　Ａ－２－（１）－③　子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。ｂ）子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。ｃ）子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にせず、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない。 |

評価の着眼点

□快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。

□子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。

□子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。

□子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。

□つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、日常生活において職員が子どもの力を信じて見守る姿勢を大切にし、子どもが主体的に生活を営むことができるように支援が行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもが主体的に自分たちの生活について検討する意識を持つ事ができるように、日ごろから定期的に話し合いの機会を持ち、話し合いの風土の定着に心がけておく必要があります。

○余暇時間の過ごし方を子ども自身が選択し、子どもの興味や趣味に合わせて自発的活動ができるよう、新しい体験や世界を広げるような活動への参加の機会を提供することも大切です。

○子どもが自己肯定感を形成し、自己を向上発展していくことができるようになるためには、成長の過程で体験するさまざまなつまずきや失敗を、主体的に解決し乗り越えていくことが大切です。

○施設では一般家庭と比して、一人の職員が掌握、援助しなければならない子どもの数が多いことも一因となって、子どもが、つまずいたり失敗したりしないように過干渉になってしまうことがあります。子どもは、できなかったことができるようになることで自己の成長を実感し、またそのことを職員が気づき認めてあげることで自己肯定感を高めていきます。

○こうした体験を日常生活の中で数多く経験することが大切です。そのためにも、子どもの力を信じて見守るという姿勢が大切です。子どもは職員に信頼され見守られていると感じることによって、主体的に問題を解決していく力をつけていくのです。

（３）評価の留意点

○本評価基準については、直接養育の場面に立ち会って評価することが重要です。

○「見守り」、「放任」、「管理」、「過干渉」の意味について、評価者は理解しておく必要があります。

○子どもからの要望等十分に聞く姿勢を持ちつつも、実施困難な事項については十分な説明をする機会を設けているかを確認します。

○余暇時間の過ごし方においても、子どもの主体性を尊重しつつ支援していることを評価します。

Ａ⑩　Ａ－２－（１）－④　発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。ｂ）発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障しているが、十分ではない。ｃ）発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障していない。 |

評価の着眼点

□施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。

□日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。

□幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。

□学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができている。

□子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。

□幼稚園等に通わせている。

□子どもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が充分に活用されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○子どもはそれぞれ、その年齢や発育状況に応じた発達的な課題を有しています。本評価基準では、施設が子どもの発達の状況に応じた適切な環境を用意しているか評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもの発達保障は養育の目的としてとても重要なことです。子どもの権利に関する条約では「第27条　2　父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する」と明記されています。

○児童養護施設に入所してくる子どもの多くが、さまざまな要因で自らの能力を発揮、伸ばすことができない場合もあります。子どもの背景や年齢・発達状態により、子どもに必要な学びや遊びへのニーズは異なります。固定概念に捉われず、子どもがこれまで満たされなかったニーズを充足していくことで、学力やコミュニケーションスキルの習得につながります。

○特に、子どもにとって、好きなものや打ち込めるものができると精神的にも安定しやすくなります。自分から中々見つけられない子どもには、様々な機会を提供してみることが大切です。

（３）評価の留意点

○子どもは自ら環境に働きかけて発達的課題をクリアしていきます。児童養護施設では入所している子どもの年齢幅が大きいので、それぞれの年齢段階にあった学びや遊びの環境が用意、利用されているかを確認します。

○発達保障のために社会資源を積極的に活用されているかを確認します。

Ａ⑪　Ａ－２－（１）－⑤　生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。ｂ）生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。ｃ）生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していない。 |

評価の着眼点

□子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。

□子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。

□地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。

□発達の状況に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。

□発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、養育・支援が職員との関係性を基盤として、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できるようになっており、子どもと共に日常生活をいとなむことを通して、基本的生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、さまざまな生活技術が習得できるよう養育・支援しているかについて評価します。

（２）趣旨・解説

○そのような学びの根幹は、職員との関係性を基盤にした生活にあります。穏やかで安全性や快適さに配慮された生活によって、子ども自身が決まりや約束を守ることで施設生活そのものを守ろうとする意識が醸成されることが大切です。

○日頃から職員がその振る舞いや態度で模範を示すことが大切ですが、入所して短い時間で子どもが基本的生活習慣等を習得するのは難しいと思われますので、子どもたちの状況を把握することが大事です。また、外来者へ常識ある対応がとれることも重要です。

（３）評価の留意点

○基本的生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、様々な生活技術の習得のために、どのような工夫がなされているかを評価します。部屋の飾り付けや家電、家具の配置等の生活感のある雰囲気に目を向けることも重要です。

○健康の保持や衛生管理、安全（事故防止）について子どもが理解し、その方法を身につけることができるような支援が行われていることを評価します。

○SNSやインターネットの知識や実体験を得る取組が行われているかを聞き取りなどから確認します。

Ａ－２－（２）食生活

Ａ⑫　Ａ－２－（２）－①　おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。ｂ）おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫しているが、十分でない。ｃ）おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫していない。 |

評価の着眼点

□楽しい雰囲気で食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。

□食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。

□食事場所は明るく楽しい雰囲気で、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。

□定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。

□基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、評価者は食事の時間を共有し、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組を評価します。

○食事が、変化に富んだ献立であるとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量が確保されていることはもちろんのこととして、子どもの嗜好や子ども一人ひとりの健康状態に配慮した食事を提供するための取組や食育の取組についても評価します。

（２）趣旨・解説

○食事は、単に空腹を満たし栄養を摂取するためだけのものではありません。おいしく楽しく食べることにより、幸福感や精神的な充足を得ることができ、心の安定のために重要な役割を果たします。

○児童養護施設では、日々の生活援助と食事の提供とを別々の職員が担ってきました。家庭的養護の推進の中、これらを同一の職員が行う取組が増えてきています。例えば地域小規模児童養護施設では、献立について子どもの状況に応じて柔軟に対応できるのですが、そうした場合であっても、配慮のこもった食事を提供するとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量を勘案する必要があります。

○発育に必要な栄養をしっかり摂るためには、食事が楽しい時間であること、年齢等にあった調理方法や味付けに配慮すること、そして子どもの嗜好を考慮した食事を提供することが必要です。

○児童養護施設では、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達状況に応じた食習慣が身についていない子どもも少なくありません。ここでの食習慣は食事の場面にまつわることだけでなく、食材の買い出しから後片付けに至るまで食事に関わるすべてのことが含まれます。

○日常的に食材の買い出しから後片付けまでに触れることで、食生活に必要な知識及び技能を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進することが求められます。発達の状況に応じて、調理方法や買い物を手伝って材料の選び方等を知る機会を設けたり、食器洗いや配膳等を習慣化したり、また職員が範を示すことで、基本的な食習慣の習得に向けた支援が行われることが大切です。

（３）評価の留意点

○食卓に、人間関係などその生活集団の雰囲気が反映されることを踏まえれば、食事の時間が、職員と子ども、子ども同士のコミュニケーションの場として機能し、和やかな雰囲気となっているかどうかも確認します。

○児童養護施設では子どもの年齢幅も大きく、食物アレルギーを持つ子など食事に特別な配慮が必要な子が増えています。病気のときなど健康状態に配慮した食事を含めて、子ども一人ひとりの状況に応じた食事の提供が行われているかを確認します。

Ａ－２－（３）衣生活

Ａ⑬　Ａ－２－（３）－①　衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。ｂ）衣類が十分に確保されているが、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるような支援は十分ではない。ｃ）衣類が十分に確保されていない。 |

評価の着眼点

□常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。

□汚れた時にすぐに着替えることができ、またＴＰＯに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。

□気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。

□洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。

□衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。

□発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、子ども一人ひとりの身だしなみが配慮の届いたものとなっているのか、また子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるよう支援がなされているのかを評価します。

（２）趣旨・解説

○衣類は、子ども一人ひとりに対して量的に十分確保され整理整頓されていることが大切です。そのうえでTPOに合わせた適切な身だしなみ、服装ができること、自己表現の手段として個性が尊重されることが大切です。

○あわせて、子ども自身で衣生活の管理ができるように支援を進めていくことが必要です。

（３）評価の留意点

○画一的な衣生活にならないよう、一括購入や一律支給ではなく可能な限り子どもの個性に合ったもの、子どもの好みに合ったものを購入するような配慮が行われているかも確認します。

○高年齢児においては、衣類を自分自身で選び、購入できるような機会が確保されていることを確認します。

Ａ－２－（４）住生活

Ａ⑭　Ａ－２－（４）－①　居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。ｂ）居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保しているが、十分ではない。ｃ）子ども一人ひとりの居場所が確保されていない。 |

評価の着眼点

□子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。

□小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。

□中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。

□身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。

□食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。

□設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。

□発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、施設の中に子ども一人ひとりの居場所が確保され、安心して生活できる場所となるように配慮しているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもは、自身が所属するグループの一員であることが実感できるような住環境の中で安心して生活することで、自己肯定感を育むことができ、そのことが自己アイデンティティの確立へとつながっていきます。

○子ども一人ひとりの居場所が確保され、「自分が大切にされている」と感じる場所があり、帰るとほっとできる家庭的な空間が用意されていることは大切なことです。

○食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいでありたいものです。そのために職員が率先して美化に努める必要があります。一方、居室については、きれいに保つことができない子どももいますが、発達の状況や子どもの状況に応じて整理整頓や掃除等の習慣が身につくように支援することが大切です。

（３）評価の留意点

○子ども一人ひとりに個室を提供することが物理的に難しい場合であっても、大切な人の写真を遠慮なく飾ることができるなど、個人の空間が確保されていることを評価します。

○子どもを取り巻く住環境が、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花などにいたるまで、そこにくらす子どもが大切にされているというメッセージを感じられるように工夫されていることを評価します。

○破損箇所をそのままにしたり、壊れた物が放置されていたりすることで、生活の潤いがなくなり、子どもの心がすさんでしまいます。不適切な環境を放置し、その環境が当たり前になってしまわぬよう、速やかな修繕が行われていることを確認します。

Ａ－２－（５）健康と安全

Ａ⑮　Ａ－２－（５）－①　医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。ｂ）一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し必要がある場合は対応しているが、十分ではない。ｃ）一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理が行われていない。 |

評価の着眼点

□子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。

□健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。

□受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。

□職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、子どもの健康管理について日常的な子どもの健康状態の把握状況や、医療機関との連携等について評価します。

（２）趣旨・解説

○施設入所前の不適切な養育環境により、心身の健全な発達上、課題のある子どもたちが多くいます。職員は一人ひとりの状態を常に把握し、健康な生活を送ることができるよう、支援をすることが求められます。

○子どもの健康状態は、日々変化します。病気やケガだけでなく、心の悩みや友人関係のつまずきや家族関係等で健全な状態が急変することもあります。健康管理は、日頃から注意深く観察することで適時に適切な対応が求められます。

○子どもの体調に変化のあった時は、職員間で情報交換をし、職員の勤務の交替（あるいは担当者の交替）があっても、確実に継続して支援を行える体制を整えなければなりません。

（３）評価の留意点

○身体的な健康だけでなく、心理・情緒面での健康にも配慮した支援が行われているかを確認します。

○子どもが自分の体調や病気、障がいについてことばで表現でき、必要な治療や服薬についても理解できるよう支援が行われているかにも留意します。

○また、医療機関のほか、療育支援を行う機関等との日常的な連携も考えられます。

Ａ－２－（６）性に関する教育

Ａ⑯　Ａ－２－（６）－①　子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。ｂ）他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。ｃ）性についての正しい知識を得る機会を設けていない。 |

評価の着眼点

□他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。

□性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。

□性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。

□必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。性をめぐる諸課題について正しい理解を糸口にして、自分自身のいのちと向き合うことは重要な意味を持ちます。そしてそのことを大前提として、他者のいのちも尊重できるようになる支援が求められます。

○児童養護施設における性をめぐる諸課題への支援は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達の状況に応じて性についての正しい知識、理解が持てるよう支援していくことが求められます。

○また、実生活のうえでも年齢にふさわしい関係において他者の性を尊重し、思いやりのある心を育てるよう、性について正しい知識を得る機会を設けることが必要です。

○日頃から職員の間でも性をめぐる諸課題への支援のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要です。

（３）評価の留意点

○集団生活において、年長の子どもから年少の子どもへの性的な加害・被害関係が起こることのないよう、異性間のみならず、同性間においても日常生活場面での十分な注意が行われているかを確認します。

Ａ－２－（７）行動上の問題及び問題状況への対応

Ａ⑰　Ａ－２－（７）－①　子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもの行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。ｂ）子どもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。ｃ）子どもの行動上の問題及び問題状況に対応できていない。 |

評価の着眼点

□施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。

□施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。

□不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。

□くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、行動上の問題をとった子どもへの対応だけでなく、損なわれた秩序の回復、一緒に暮らす成員間の関係修復、生活環境の立て直し、暴力を受けた職員への配慮など子どもの行動上の問題により引き起こされる状況への対応について評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもたちは人間不信に陥っていたり、それにより他の子どもとの関係を築いていくことが困難な場合があります。家庭的養護が推進され職員の存在が身近になる中で、子どもは抱え込んでいた感情や心理的なストレスを問題行動として、ときに暴力という形で職員に表出することもあります。

○子どもが訴えたいことの受容と、行動上の問題の表出を許容してしまうことを混同しないことに留意が必要です。

○暴力や不適切な行動をとる子どもの要因や課題を分析し、支援するとともに、一緒に生活して被害を受けた子どもへの対応も同時にすることが必要です。とくに、守られるはずの施設で暴力にさらされてしまうダメージは深いからです。また、被害を受けた子どもの保護者等への説明も必要です。

○パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合には、タイムアウトを行うなどして子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を守ることも必要です。

○子どもの暴力が自分自身に向かってくることも職員にとってはとても辛いことであり、大きな無力感に職員がさいなまれることもあります。適切な対応のためには、子どもを理解するとともに職員相互の支援体制が求められます。

（３）評価の留意点

○行動上の問題を生じやすい子どもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしておくことや、くり返し児童相談所、専門医療機関等と協議を行うなどの対応を、自立支援計画や記録等からも確認して評価します。

Ａ⑱　Ａ－２－（７）－②　施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。ｂ）子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいるが、十分でない。ｃ）子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組が行われていない。 |

評価の着眼点

□問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。

□生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障がいなどへの配慮の必要性等に配慮している。

□課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。

□大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。

□暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。

□子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、子ども間の暴力、いじめ、差別などが施設内で生じないようにするための予防策や、発生した場合の要因の把握、その後の対応策や問題克服に向けた施設の取組などを評価します。

（２）趣旨・解説

○暴力や不適切な行動をとる子どもへの対応として、「悪いことは悪い！」と毅然と伝え、そうした行動を起こすに至った心情にも目を向けます。子どもにとって信頼できる職員は、悪いことは悪いと言い、守るべき時は守り、子どもの心情をしっかり受けとめてくれる職員です。

○小規模化が進む中では、職員一人で小規模グループ全体の生活援助を担う場面が多くあるため、子どもが暴れだし対応に苦慮するとき、どのようにSOSを出すのか、またSOSを受けて、誰がどのように対応するのかなど、職員間の協力体制を築いておくことが求められます。

○ケアニーズの高いケースが増え、その子自身・周囲の子への個々の支援が必要となります。児童相談所・病院・学校・市町等の関係機関との連携や活用を積極的に展開し、予防も事後の対応も速やかに行える体制があることが求められます。

○子どもは周囲の大人の関係から人との関係性を学ぶため、職員間の人間関係や情報の共有とともに、子ども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても職員間の連携や施設長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことも必要です。

（３）評価の留意点

○子ども間の暴力（性的暴力を含む）やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底しているかを評価します。

○子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入することができているかも確認します。

Ａ－２－（８）心理的ケア

Ａ⑲　Ａ－２－（８）－①　心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。ｂ）心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。ｃ）心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っていない。 |

評価の着眼点

□心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。

□施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。

□心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。

□職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。

□心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。

□児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、虐待体験、分離体験などによる心理的ケアが必要な子どもに対する心理的な支援について、自立支援計画に基づく心理支援プログラムの策定とそのプログラムに基づく実施状況等を評価します。

（２）趣旨・解説

○心理的支援の実施に当たっては、子どもの自立支援計画に明確に位置づけること、児童相談所等と連携しその指導・助言に基づくことに努めること、専用の部屋および設備を用意すること等が要件となっています。また、職員間の連携、ケース会議への出席、相談や助言、研修、さらに保護者等への心理的支援も求められています。

○施設では、虐待等により心的外傷等を受けた子どもに、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を行い、心理的困難を改善し、安心・安全感の再形成、人間関係の修正等を図る目的で、心理療法担当職員を配置することができます。

○心理療法担当職員は任意配置であり、心理療法を行う必要のある10人以上の子どもがいることとされ、毎年実施計画書および報告書の提出が義務付けられています。

○心理療法担当職員は、大学で心理学を専修する学科等の課程を修め、心理療法の技術を有する者である必要があります。勤務形態は、常勤あるいは常勤的非常勤、非常勤いずれでもよいとされています。

（３）評価の留意点

○心理療法担当職員を核とし、施設全体で心理的支援の目的が共有され機能しているかを評価します。

○子どもが落ち着いて心理的ケアを受けられる環境が確保されているかを確認します。

Ａ－２－（９）学習・進学支援、進路支援等

Ａ⑳　Ａ－２－（９）－①　学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。ｂ）学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。ｃ）学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。 |

評価の着眼点

□静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。

□学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。

□学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。

□忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。

□障がいのある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、施設における学習環境の整備と学習支援について具体的な施設の取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○学習支援において、物理的な学習環境ばかりに注目するのではなく、その子がその子らしく力が発揮できる事を願うかかわりが大切です。

○学力が低かったり、本来持っている能力を十分発揮できていない子どもがについては、潜在的可能性を引き出していけるように学習環境を整備していくことが求められます。

○低学力の原因は、自己肯定感の低さが一因として考えられ、落ち着いた生活環境の中で、職員や家族から共感され「大切にされている」と安心感を抱くことで、自己肯定感は育まれていきます。この育みは、自分の将来に希望を持ち、目標を立てて努力していく力の源となります。

○子どもの学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習に対する子どもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが求められます。

（３）評価の留意点

○学習環境の整備として、一人ひとりのニーズに応じて、学習ボランティアや、家庭教師、地域の学習塾等を活用することも評価します。

○公立・私立にかかわらず高校、大学進学について子どもの学習権が保障されているかを確認します。

Ａ㉑　Ａ－２－（９）－②　「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもが進路の自己決定をできるように支援している。ｂ）子どもが進路の自己決定をできるように支援しているが、十分ではない。ｃ）子どもが進路の自己決定をできるように支援はしていない。 |

評価の着眼点

□進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。

□進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。

□就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。

□進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。

□学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労（支援）しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。

□高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。

□高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、学校を卒業する子どもの最善の利益にかなった進路の自己決定に向けた支援について具体的な取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○子どもにとっての「最善の利益」を考え、子どもの希望と可能性、能力を把握したうえで、進路選択への支援を考えることが大切です。

○特に、進路選択という子どもの人生においてとりわけ重大な事柄について自己決定をしていくためには、必要に応じて親、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった援助が必要です。

○通学手段や、学費の支援、アルバイトの奨励など、子どもの学習権を保障することが大切です。さらに高校卒業後も大学等へ進学を希望する子どもたちに進学の実現へ向け、特に資金面と生活面の支援が必要です。そのために、奨学金の活用や、保護者等への働きかけ、支援者を募るなど、施設としての取組が求められます。

○大学等や専門学校に進学あるいは就職または福祉的就労をした後に生活が不安定であったり、障害や疾病等の理由により進学や就職がままならないため継続的な支援が必要であったりする子どもは少なくありません。このような場合は、18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができるとされているため、子どもの自立支援のために積極的な活用が望まれます。

○原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」等の活用も考えられます。

○また、中学校卒業後就職する子どもや高等学校等を中退し就職する子どもについては、卒業、就職を理由に安易に措置解除することなく継続的な養育を行う必要性の有無で判断することが重要です。（平成23年12月28日厚児1228第2号、厚労省雇用均等・児童家庭局通知）

○進路決定後のフォローアップや退学・就職等の進路変更等についての対応も必要です。

（３）評価の留意点

○子どもの適切な自己決定を確保するため、十分な情報提供が行われているかを確認します。

○継続・延長事例が多いか少ないかではなく、事例の個別性、多様性を聞き取り、判断が適正か否かを確認します。

Ａ㉒　Ａ－２－（９）－③　職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。ｂ）職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通した社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。ｃ）社会経験の拡大に取り組んでいない。 |

評価の着眼点

□実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。

□実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。

□実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。

□職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。

□アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通した施設による社会経験の拡大に向けた取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○職場体験や実習は、子どもが仕事の内容を知る意味でも、また自分の適性を知る意味でも大切な機会となります。

○アルバイトはお金を稼ぐ大変さを知る機会となり、責任が発生し自分の姿勢態度が問われます。また、遅刻、早退無断欠勤などをすれば、信頼を失いアルバイトの継続ができなくなります。アルバイトはそうした社会の仕組みやルールを実感する意味でも大切な機会となります。

○仕事を通して、人間関係や責任を果たすことなど、今までにないストレスを抱える子どもに寄り添い、社会の中で自己肯定感を保てるよう、精神的な支えとなることが求められます。

（３）評価の留意点

○子どもは、施設を巣立つことに大きな不安を抱えています。自立へ向けて、計画的な準備が行われているかを評価します。

○社会経験の拡大に向けた取組を自立支援計画等で確認します。

Ａ－２－（１０）施設と家族との信頼関係づくり

Ａ㉓　Ａ－２－（１０）－①　施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。ｂ）施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。ｃ）施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいない。 |

評価の着眼点

□施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。

□家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。

□面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。

□外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。

□子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、施設が家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制（ファミリーソーシャルワーク機能）を確立しているかについて評価します。

（２）趣旨・解説

○親、家族と子どもの関係調整には、支援方針を明確にし、家庭支援専門相談員を要にした相談窓口を設けて支援体制を整える必要があります。そして家族には子どもの成長をともに考え協力し合い常に相談に応じることを伝え、日常的に信頼関係づくりに努めます。そして、児童相談所等とも情報の共有化を図り、連携して家族と子どもとの関係調整に取り組みます。

（３）評価の留意点

○家庭支援専門相談員の役割が明確にされ、家族関係調整や相談受付が重要な機能として位置づけられているか、児童相談所や保護者等の居住する市町村との連携の状況を確認します。

○個別の事例を参考にして、具体的な取組を記録や聴取で確認します。

Ａ－２－（１１）親子関係の再構築支援

Ａ㉔　Ａ－２－（１１）－①　親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。ｂ）親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。ｃ）親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。 |

評価の着眼点

□家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。

□面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。

□児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、親子関係の再構築のために家族支援を積極的に行っているか。また、支援にあたって児童相談所等の関係機関と密接に連携して取り組んでいるかを評価します。

（２）趣旨・解説

○施設の最も重要な目標として親子関係の再構築が挙げられます。施設入所は子どもの最善の利益を念頭に置いた関係再構築の出発点であることを認識して、ケースの見立て、改善すべき課題は何かを絞り込み、児童相談所等との合意形成と連携を行い、多面的に家族支援を行うことになります。また家族支援の核として家庭支援専門相談員を位置づけ、施設全体で取り組む必要があります。

○ただし、保護者等の「不当に妨げる行為」があるケースでは、「親子関係の再構築」よりも「入所している子どもの安定した監護」の確保が優先となる場合があるので、こうしたケースには留意が必要です。

（３）評価の留意点

○個別の事例を参考にして、具体的な取組を聴取や記録で確認をします。

○家庭支援専門相談員を核とした再構築に向けた支援計画が明確であり、施設全体で共有化され取り組まれているか評価します。

○支援内容の共有が、児童相談所や保護者等の居住する市町村と図られ、連携して家族支援に取り組んでいるか評価します。

○必置ではありませんが、家族交流・宿泊施設があり、積極的な活用をされているかを参考にします。また、家族療法事業に取り組んでいるかも参考にします。